

様式第1号

## 審査基準整理票

処分名	大津市マンション管理適正化支援法人の登録に関する審査基準		
根拠法令名	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）	(条項)	第5条の3第1項
基準法令名	(条項)		
所管部署	都市計画部 住宅政策課 計画係		
標準処理期間	—	法定処理期間	—

### 【審査基準】

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」による改正後の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」第5条の3第1項に基づくマンション管理適正化支援法人の登録に関しては、登録にかかる本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。